

## 横芝光町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、有害獣による農作物の被害を防止し、町内農業者の農業経営の維持安定を図るため、電気柵を設置した際の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、横芝光町補助金等交付規則（平成18年横芝光町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害獣 イノシシ、アライグマ、タヌキ、ハクビシンその他哺乳類に属する野生動物であって、農作物に被害を及ぼすものをいう。
- (2) 電気柵 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第74条の電気さくをいう。
- (3) 農業者 前年の農業所得がある個人又は法人であるものをいう。
- (4) 受益農地 電気柵の設置により、有害獣の侵入が防止される農地をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本町に住所を有し、又は所在する農業者であって、町税の滞納がないものとする。

### (補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う有害獣の侵入を防止するために電気柵を設置する事業とし、次に掲げる要件の全てに該当する事業とする。

- (1) 電気柵の設置箇所及び受益農地が町内であること。
- (2) 受益農地を補助対象者が所有し、又は借用し、かつ、当該農地が耕作されていること。
- (3) 電気柵を設置する受益農地の面積が10アール以上であること。
- (4) 電気柵の延長が100メートル以上となる計画であること。
- (5) 資材の購入先が、横芝光町内に本店又は支店があり、店舗住所地の領収書が発行できる事業者又は農業協同組合であること。
- (6) 過去にこの告示による補助金を活用して設置した電気柵の補修等を目的としたものではないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、電気柵の設置に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、上限を2万円とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定により補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 電気柵設置場所の位置図
- (2) 見積書等（明細を確認できる書類）
- (3) 決算書等（前年の農業所得が分かる書類）

- (4) 町税に滞納がないことを証する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、同一年度1回限りとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、その結果を有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める条件

(補助事業の変更等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者が前条第1号又は第2号の規定により補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃

止しようとするときは、有害獣被害防止電気柵設置事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付してあらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の見積書等（明細を確認できる書類）
- (2) 変更内容を明らかにする図面

2 町長は、前項の規定による申請を受け、適当であると認めるときは、当該申請を承認し、有害獣被害防止電気柵設置事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して20日以内に、有害獣被害防止電気柵設置事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 電気柵の設置完成写真
- (2) 領収書又は支出を証する書類

（補助金の額の確定等）

第11条 町長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により通知を受けた申請者が、補助金の交付を請求しようとするときは、有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付請求書（別

記第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者が  
あると認めるときは、期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部を返  
還させることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は  
、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条）

有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付申請書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

有害獣被害防止電気柵設置事業補助金の交付を受けたいので、横芝光町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 設置箇所	横芝光町
2 受益農地面積	
3 事業費	円
4 電気柵の延長	m
5 交付申請額	円

※電気柵の設置に要する経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、上限を 2 万円とする。

(添付書類)

- (1) 電気柵設置場所の位置図
- (2) 見積書等（明細を確認できる書類）
- (3) 決算書等（前年の農業所得が分かる書類）
- (4) 町税に滞納がないことを証する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

※ 添付書類省略のための同意

私は、本町に住所を有し、添付書類(4)に掲げる書類を省略するため、町税の納付状況について、町職員が調査することに同意します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

第 2 号様式（第 7 条）

有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付（不交付）決定通知書

横芝光町指令第 号  
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付けで申請のあった有害獣被害防止電気柵設置事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので横芝光町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付を決定します。  
交付決定額 円
- 2 次の理由により補助金を不交付とします。  
(理由)

第3号様式（第9条）

有害獣被害防止電気柵設置事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

横芝光町長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった有害獣被害防止電気柵設置事業補助金について、下記のとおり補助事業の内容を変更（中止・廃止）したいので、横芝光町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止） の内容	
2 変更（中止・廃止） の理由	
3 変更（中止・廃止） 承認申請額	円
4 当初交付決定額	円

（添付書類）

- （1） 変更後の見積書等（明細を確認できる書類）
- （2） 変更内容を明らかにする図面



第4号様式（第9条）

有害獣被害防止電気柵設置事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

横芝光町指令第 号  
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付けで申請のあった有害獣被害防止電気柵設置事業補助金の変更（中止・廃止）について、下記のとおり決定したので横芝光町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認内容

2 変更交付決定額 円

第5号様式（第10条）

有害獣被害防止電気柵設置事業補助金実績報告書

年 月 日

横芝光町長 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付け 指令第 号により補助金の決定を受けました有害獣被害防止電気柵設置事業補助金の交付を受けたいので、横芝光町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額	円
2 設置箇所	横芝光町
3 受益農地面積	
4 事業費	円
5 電気柵の延長	m
6 設置完成年月日	年 月 日

（添付書類）

- （1） 電気柵の設置完成写真
- （2） 領収書又は支出を証する書類

第6号様式（第11条）

有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付確定通知書

横芝光町達第 号  
年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付け 号により決定した有害獣被害防止電気柵設置事業補助金の交付について、下記のとおり額を確定したので横芝光町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

第7号様式（第12条）

有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付請求書

年 月 日

横芝光町長 様

住所

氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付確定通知のあった有害獣被害防止電気柵設置事業補助金について、下記のとおり横芝光町有害獣被害防止電気柵設置事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

請求額 円

振込先金融機関等

金融機関名			支店名等	
口座種類	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				